

諮問実施機関：和歌山県知事

諮 問 日：令和6年3月19日（諮問（情）第30号）

答 申 日：令和7年3月24日（答申（情）第31号）

答 申 書

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙1(1)に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った部分開示決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和5年4月7日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、審査請求人に対し、別紙2の内容による部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年5月25日付け商振第31号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和5年6月19日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

- 1 審査請求の趣旨
開示されていない文書及びその文字の開示を求めるものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求人が、審査請求書及び反論書によって、本件処分に関して主張する内容

を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求に係る処分は、行政不服審査法第1条第1項の目的に反しており、人権を侵害している。

非開示部分については、和歌山県情報公開条例第7条第2号に規定する「公にすることにより、なお個人の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」ではない。

下請業者の名称のみ一部公開されているが、その従事者は隠されている。また、担当公務員の不法行為によって故意に核心部分が非開示となっている。審査請求人には知る権利がある。不法行為を隠ぺいせず全面公開してほしい。

- (2) 審査請求人が求める全部開示は、個人情報保護法のプライバシーを侵害するものではなく、本件（黒塗りなどの非開示文書）により、審査請求人は法的権利又は利益を侵害されている。
- (3) 開示請求の対象に行政上の公文書が含まれるため、当該文書は開示すべき公文書である。非開示部分については、和歌山県情報公開条例第7条第5号に規定する「公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの」ではないので、県民や県内業者に説明する義務がある。申請者にとって対象を特定する存在文章であり公開性の向上と公正の確保は図られず損なわれている。以上の点から、本件開示請求を求めるため、審査請求を提起した。
- (4) 部分開示決定に不服がある場合に審査請求ができることについて、処分庁の教示がなかった。
- (5) 「不法行為責任に基づく賠償すべき法的責任」が県にはあり、現在も審査請求人の被害が継続しているため、解決金助成金の支払いを速やかに求める。
- (6) 申請時からの県とのやりとりを含め、県の行為は不法行為709条を包含する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書、審査請求に対する弁明書及び審議会における説明によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人の「下請業者の名称のみ一部公開されているが、その従事者は隠されたり、担当公務員の不法行為によって故意に核心部分が示されていない」との主張について、従業員の個人名は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（条例第7条第2号）に該当すると判断しており、非開示とすることについて合理的な理由がある。
- (2) 審査請求人の「個人情報保護法のプライバシーを侵害するものではなく、本件（黒塗りなどの非開示文書）により、審査請求人は法的権利又は利益を侵害され

ている。」、「(非開示部分は) 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものではないので、県民や県内業者に説明する義務がある。」、「申請者にとって対象を特定する存在文章であり、公開性の向上と公正の確保は図られず損なわれている。」との主張について、実施機関としては「本件処分の根拠となる条例は地方自治法の本旨にのっとり、県の機関の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにということを目的とするものであることから、県が保有する情報は原則開示という考え方に立っている。」、「一方で、個人、法人等の権利利益や県民の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があるため、本条例では開示しないことに合理的な理由がある情報を非開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この非開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る公文書を開示しなければならない。」という条例の目的及び趣旨を踏まえた上で、非開示部分について別紙2のとおり条例第7条各号のいずれかに該当すると判断しており、非開示とすることについて合理的な理由がある。

- (3) なお、公文書部分開示決定通知書の別紙中、項目番号 34 の開示文書「申請書類」の開示しない部分「⑨写真(個人の顔、姿)」について、条例第7条第4号アには該当せず、条例第7条第2号「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものまたは公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると判断している。
- (4) 部分開示決定に不服がある場合に審査請求ができることについて、処分庁の教示がなかった旨、審査請求人は主張しているが、令和5年5月25日付けの公文書部分開示決定通知書には教示が明記されている。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審議会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件対象公文書について

本件開示請求の内容は、別紙1(1)のとおりであり、本件開示請求に係る対象公文書は別紙1(2)のとおりである。

実施機関は、別紙1(2)の本件開示請求に係る公文書のうち、別紙1(3)の公文書については全部開示することとし、別紙2の公文書（以下「本件対象公文書」という。）について一部を非開示とする決定を行った。実施機関は、非開示部分（以下「本件情報」という。）が条例第7条第2号又は同条第4号のいずれかに該当すると判断していることから、本件情報の非開示情報該当性について検討する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第2号について

ア 条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報とするものである。

ただし、個人を識別することができる情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、同号ただし書アにおいては法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を非開示情報から除かれている。また、同号ただし書イにおいては人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を、同号ただし書ウにおいては当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は非開示情報から除かれている。

イ 審査請求人が開示を求めている従業員の氏名については、個人に関する情報であつて、その記述から特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号の非開示情報に該当すると認められる。

この情報を含め、本件対象公文書に記録されている情報のうち、別紙3の①、⑤、⑦、⑪、⑬、⑮、⑯、⑲から㉑、㉔、㉞、㉟、㊳から㊼の文書の「文書中の情報（2号）」欄の情報は、条例第7条第2号に定める「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当し、また、同条ただし書にも該当しないため、非開示情報に該当すると認められる。

(2) 条例第7条第4号について

ア 条例第7条第4号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」及び「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に該当する情報については、非開示とする旨規定している。

法人等有する正当な権利利益は原則として開示することにより害されるべきではなく、事業を営む個人の当該事業に関する情報についても同様であるというのが、条例第7条第4号の趣旨である。

イ 条例第7条第4号アに規定する「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指し、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指し、「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものとされ、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

ウ 審査請求人は、別紙3の①、②、④、⑤、⑦から⑨、⑪、⑬から⑮、⑰、⑳、㉑の文書中の法人代表者の印影については開示されるべきと主張しているが、印影は書類の記載内容が真正であることを示す認証的機能を有する性質のものである。そのため、当該印影を公にすることにより、印影が偽造され悪用されることが考えられるなど、法人の正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第4号アの非開示情報に該当する。

エ 再委託先業者から委託業者に提出された、再委託業務に関する類似実績について、実施機関は「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人における通例として公にしないこととされているものである」ため、条例第7条第4号イに該当することを理由として非開示としている。

しかし、当該文書については再委託契約を実施機関が承諾するにあたって、

実施機関が委託業者に対して提出を求めたものではなく、委託業者が再委託先業者に対して提出を求め、これを受けて再委託先業者から委託業者に対して、公にしないとの条件で提供されたものであるため、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」ではなく、条例第7条第4号イには該当しない。

しかし、インカメラによる審議を行ったところ、当該文書には「関係者外秘」の記載があり、再委託先業者は委託業者に対して、再委託契約の事務に係る関係者以外には内容を公にしないことを前提に当該情報を提供したものと認められる。当該文書には、再委託先業者が過去に受託した類似業務の内容が記載されており、これが公にされることで同業他社に顧客を奪われる等の可能性があり、このことからすると、再委託先業者が委託業者に対して、「関係者外秘」の条件を付した上で提供することについては合理性が認められるところである。そうであれば当該文書を公にされることにより、委託業者と再委託先業者との信頼関係が損なわれることは容易に想定され、委託業者の正当な利益を害するおそれがあるといえる。したがって再委託先業者から委託業者に提出された、再委託業務に関する類似実績に関する情報については、条例第7条第4号アの非開示情報に該当する。

オ その他、本件対象公文書に記録されている情報のうち、別紙3の①、④から⑦、⑪から⑬、⑮、⑲から⑳、㉓から㉔の文書の「文書中の情報（4号ア）」欄の情報（ただし、法人の代表者の印影を除く。）について、本件処分の日を基準として営業時間短縮要請協力金に関連するすべての事情から考慮すると、委託業者にとって、条例第7条第4号アの「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報であると考えられるので、非開示情報に該当する。

(3) 小括

以上から、実施機関は、本件開示請求に対して本来は条例第7条第2号及び同条第4号アに該当するとして非開示の決定を行うべきところ、条例第7条第2号、同条第4号ア及び同条第4号イに該当するとして非開示決定を行ったものであるが、本件情報を非開示とした判断については結論において妥当であるといえる。

なお、審査請求人は、本件処分の非開示部分に関する主張のほか、営業時間短縮要請協力金に関して種々の主張をしているが、当審議会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、審査請求人の当該主張の是非については、当審議会の判断するところではない。

4 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和6年3月19日	○諮問（実施機関）
令和6年6月18日	○審議
令和6年7月22日	○審議
令和6年8月20日	○実施機関からの説明及び意見聴取
令和6年9月17日	○審議
令和6年10月18日	○審議
令和6年11月25日	○審議
令和6年12月16日	○審議
令和7年2月12日	○審議
令和7年3月11日	○審議

（調査審議を行った委員の氏名）

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第2部会

上岡美穂、小川高志（令和6年12月23日まで）、片山直子、
五島光也（令和6年12月24日から）、惣谷恵

別紙 1

(1) 本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和 5 年 4 月 7 日	①令和 4 年 (〇〇) 第〇〇号、令和 4 年 (〇〇) 第〇〇号 裁決書に関する一切全ての行政文書の開示を求める。令和 5 年〇〇月〇〇日作成、営業時間短縮要請協力金の支給申請の関連書類一式すべて。 ②営業時間短縮要請協力金の支給申請の際WEB内の個人情報入力データ、他却下された関連書類（和歌山県下請コールセンター事務局含む）及びその申請書類一式（本人分）、県と委託等の文書、その審査に関するすべての関連資料。 ③請求申請者に対する業務委託先及び県商工振興課担当者とのやりとりの一切書類一式。

(2) 本件開示請求に係る対象公文書

①営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務委託契約決裁 ②営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務委託契約訂正決裁 ③営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務変更契約決裁 ④営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務再委託承諾決裁 ⑤営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務変更契約決裁 ⑥営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務実績報告書（供覧） ⑦営業時間短縮要請協力金（第 2 期）事務局運営等業務委託契約決裁 ⑧営業時間短縮要請協力金（第 2 期）事務局運営等業務委託契約訂正決裁 ⑨営業時間短縮要請協力金（第 2 期）事務局運営等業務再委託承認決裁 ⑩営業時間短縮要請協力金（第 2 期）事務局運営等業務変更契約決裁 ⑪営業時間短縮要請協力金（第 2 期）事務局運営等業務変更契約決裁 ⑫営業時間短縮要請協力金（第 2 期）事務局運営等業務実績報告書（供覧） ⑬営業時間短縮要請協力金（第 3 期）事務局運営等業務委託業者契約決裁 ⑭営業時間短縮要請協力金（第 3 期）事務局運営等業務再委託承認決裁 ⑮営業時間短縮要請協力金（第 3 期）事務局運営等業務変更契約（1 回目）決裁 ⑯審査事務局の対応経過（〇〇／〇〇～〇〇／〇〇） ⑰営業時間短縮要請協力金（第 3 期）事務局運営等業務変更契約（2 回目）決裁 ⑱課内事例検討資料（〇〇の不備取扱い） ⑲申請書類の不備修正依頼 ⑳不備通知、不備一覧、添付資料 ㉑追加送付資料 ㉒不備一覧に対する補正状況（委託業者記載） ㉓不備一覧に対する補正状況（県修正） ㉔課内事例検討資料と参考資料（〇〇、〇〇地図） ㉕課内事例検討資料（〇〇不備補正後の取扱い方針） ㉖〇〇／〇〇不支給決定 ㉗営業所の名称変更

に対する保健所の見解 ㉘事例検討資料、検討結果 ㉙不明文書の送付とそれに対する対応方針 ㉚営業時間短縮要請協力金（第２期）事務局運営等業務変更契約（３回目）決裁 ㉛実績報告、検査調書決裁 ㉜事務局入力データ、事務局対応経過 ㉝申請書類 ㉞申請書類 ㉟審査請求裁決書原本 ㊱審査請求及び再審査請求裁決

(3) (2)の本件開示請求に係る対象公文書のうち、全部開示を行った公文書

㉓営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務変更契約決裁 ㉔営業時間短縮要請協力金（第２期）事務局運営等業務変更契約決裁 ㉕課内事例検討資料（〇〇の不備取扱い） ㉖不備一覧に対する補正状況（委託業者記載） ㉗不備一覧に対する補正状況（県修正） ㉘課内事例検討資料（〇〇不備補正後の取扱い方針） ㉙〇〇／〇〇不支給決定 ㉚営業所の名称変更に対する保健所の見解 ㉛事例検討資料、検討結果

	開示文書の名称	開示しない部分	開示しない理由 ※括弧内は「開示しない部分」欄の番号による特定
①	営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務委託契約決裁	①法人の代表者の印影 ②見積書の費用内訳 ③委託業者職員の職氏名	条例第7条第4号ア該当 (①②) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 条例第7条第2号該当 (③) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
②	営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務委託契約訂正決裁	法人の代表者の印影	条例第7条第4号ア該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
③	営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務変更契約決裁	※全部開示	
④	営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務再委託承諾決裁	①法人の代表者の印影 ②再委託業者の類似実績	条例第7条第4号ア該当 (①) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 条例第7条第4号イ該当 (②) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人における通例として公にしないこととされているものであるため。
⑤	営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務変更契約決裁	①委託業者職員の職氏名 ②見積書の費用内訳 ③法人の代表者の印影	条例第7条第2号該当 (①) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当 (②③) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
⑥	営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務実績報告書 (供覧)	営業時間短縮要請協力金事務局審査事務センターマニュアル	条例第7条第4号ア該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
⑦	営業時間短縮要請協力金 (第2期) 事務局運営等業務委託契約決裁	①法人の代表者の印影 ②見積書の費用内訳 ③委託業者職員の職氏名	条例第7条第2号該当 (③) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当 (①②) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
⑧	営業時間短縮要請協力金 (第2期) 事務局運営等業務委託契約訂正決裁	法人の代表者の印影	条例第7条第4号ア該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
⑨	営業時間短縮要請協力金 (第2期) 事務局運営等業務再委託承認決裁	①法人の代表者の印影 ②再委託業者の類似実績	条例第7条第4号ア該当 (①) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 条例第7条第4号イ該当 (②) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人における通例として公にしないこととされているものであるため。
⑩	営業時間短縮要請協力金 (第2期) 事務局運営等業務変更契約決裁	※全部開示	
⑪	営業時間短縮要請協力金 (第2期) 事務局運営等業務変更契約決裁	①委託業者職員の職氏名 ②見積書の費用内訳 ③法人の代表者の印影	条例第7条第2号該当 (①) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当 (②③) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
⑫	営業時間短縮要請協力金 (第2期) 事務局運営等業務実績報告書 (供覧)	営業時間短縮要請協力金 (第2期) 事務局審査事務センターマニュアル	条例第7条第4号ア該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
⑬	営業時間短縮要請協力金 (第3期) 事務局運営等業務委託業者契約決裁	①委託業者職員の職氏名 ②見積書の費用内訳 ③法人の代表者の印影	条例第7条第2号該当 (①) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当 (②③) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
⑭	営業時間短縮要請協力金 (第3期) 事務局運営等業務再委託承認決裁	法人の代表者の印影	条例第7条第4号ア該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
⑮	営業時間短縮要請協力金 (第3期) 事務局運営等業務変更契約 (1回目) 決裁	①委託業者職員の職氏名 ②見積書の費用内訳 ③法人の代表者の印影	条例第7条第2号該当 (①) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当 (②③) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
⑯	審査事務局の対応経過 (〇〇／〇〇～〇〇／〇〇)	申請者の関係者の氏名	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
⑰	営業時間短縮要請協力金 (第3期) 事務局運営等業務変更契約 (2回目) 決裁	法人の代表者の印影	条例第7条第4号ア該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
⑱	課内事例検討資料 (〇〇の不備取扱い)	※全部開示	

19	申請書類の不備修正依頼	①審査事務局申請者整理記号 ②申請者個人の住所 ③申請者個人の電話番号 ④申請者個人の印影 ⑤写真（個人の顔、姿） ⑥写真（絵、書道） ⑦申請者の健康保険証の写し	条例第7条第2号該当（②③④⑤⑥⑦） 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当（①） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
20	不備通知、不備一覧、添付資料	①審査事務局申請者整理記号 ②申請者個人の住所 ③申請者個人の電話番号 ④申請者個人の印影 ⑤写真（個人の顔、姿） ⑥写真（絵、書道） ⑦申請者の健康保険証の写し	条例第7条第2号該当（②③④⑤⑥⑦） 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当（①） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
21	追加送付資料	①審査事務局申請者整理記号 ②審査センター職員の氏名 ③ヘッダーシートの作業工程、作業内容等 ④申請者個人の印影 ⑤写真（絵、書道）	条例第7条第2号該当（②④⑤） 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当（①③） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
22	不備一覧に対する補正状況（委託業者記載）	※全部開示	
23	不備一覧に対する補正状況（県修正）	※全部開示	
24	課内事例検討資料と参考資料（〇〇、〇〇地図）	住宅地図の個人名	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
25	課内事例検討資料（〇〇不備補正後の取扱い方針）	※全部開示	
26	〇〇／〇〇不支給決定	※全部開示	
27	営業所の名称変更に対する保健所の見解	※全部開示	
28	事例検討資料、検討結果	※全部開示	
29	不明文書の送付とそれに対する対応方針	申請者個人の印影	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
30	営業時間短縮要請協力金（第2期）事務局運営等業務変更契約（3回目）決裁	①委託業者職員の職氏名 ②見積書の費用内訳 ③法人の代表者の印影	条例第7条第2号該当（①） 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当（②③） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
31	実績報告、検査調書決裁	①営業時間短縮要請協力金（第3期）事務局審査運営マニュアル ②法人の代表者の印影	条例第7条第4号ア該当（①②） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
32	事務局入力データ、事務局対応経過	①協力金の計算方式 ②申請者個人の住所 ③審査センター職員の氏名 ④申請者の関係者の性別	条例第7条第2号該当（②③④） 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当（①） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
33	申請書類	①審査事務局申請者整理記号 ②審査センター職員の氏名 ③ヘッダーシートの作業工程、作業内容等 ④申請者個人の住所 ⑤申請者個人の電話・FAX番号 ⑥申請者の関係者の氏名 ⑦申請者の関係者の電話番号 ⑧協力金の計算方式 ⑨協力金の支給金額 ⑩申請者個人の印影 ⑪写真（個人の顔、姿） ⑫写真（絵、書道） ⑬金融機関口座情報 ⑭申請者の健康保険証の写し	条例第7条第2号該当（②④⑤⑥⑦⑩⑪⑫⑬⑭） 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当（①③⑧⑨⑬） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
34	申請書類	①審査事務局申請者整理記号 ②申請者個人の住所 ③申請者個人の電話・FAX番号 ④申請者の関係者の氏名 ⑤申請者の関係者の電話番号 ⑥協力金の支給金額 ⑦協力金の計算方式 ⑧申請者個人の印影 ⑨写真（個人の顔、姿） ⑩金融機関口座情報 ⑪申請者の健康保険証の写し ⑫申請者個人の印影 ⑬写真（絵、書道）	条例第7条第2号該当（②③④⑤⑧⑨⑩⑪⑫⑬） 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当（①⑥⑦） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

③⑤	審査請求裁決書原本	申請者個人の住所	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
③⑥	審査請求及び再審査請求裁決書	①申請者個人の住所 ②申請者個人の電話 ③申請者個人の印影	条例第7条第2号該当（①②③） 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。

別紙 3

諮問(情)第30号令和5年5月25日付け商振第31号による部分開示決定

	文書の名称	文書中の情報（2号）	文書中の情報（4号ア）
①	営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務委託契約決裁	委託業者職員の職氏名	法人の代表者の印影 見積書の費用内訳
②	営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務委託契約訂正決裁		法人の代表者の印影
③	営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務変更契約決裁		
④	営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務再委託承諾決裁		法人の代表者の印影 再委託業者の類似実績
⑤	営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務変更契約決裁	委託業者職員の職氏名	見積書の費用内訳 法人の代表者の印影
⑥	営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務実績報告書（供覧）		営業時間短縮要請協力金事務局審査事務センターマニュアル
⑦	営業時間短縮要請協力金（第2期）事務局運営等業務委託契約決裁	委託業者職員の職氏名	法人の代表者の印影 見積書の費用内訳
⑧	営業時間短縮要請協力金（第2期）事務局運営等業務委託契約訂正決裁		法人の代表者の印影
⑨	営業時間短縮要請協力金（第2期）事務局運営等業務再委託承認決裁		法人の代表者の印影 再委託業者の類似実績
⑩	営業時間短縮要請協力金（第2期）事務局運営等業務変更契約決裁		
⑪	営業時間短縮要請協力金（第2期）事務局運営等業務変更契約決裁	委託業者職員の職氏名	見積書の費用内訳 法人の代表者の印影
⑫	営業時間短縮要請協力金（第2期）事務局運営等業務実績報告書（供覧）		営業時間短縮要請協力金（第2期）事務局審査事務センターマニュアル
⑬	営業時間短縮要請協力金（第3期）事務局運営等業務委託業者契約決裁	委託業者職員の職氏名	見積書の費用内訳 法人の代表者の印影
⑭	営業時間短縮要請協力金（第3期）事務局運営等業務再委託承認決裁		法人の代表者の印影
⑮	営業時間短縮要請協力金（第3期）事務局運営等業務変更契約（1回目）決裁	委託業者職員の職氏名	見積書の費用内訳 法人の代表者の印影
⑯	審査事務局の対応経過（〇〇／〇〇～〇〇／〇〇）	申請者の関係者の氏名	
⑰	営業時間短縮要請協力金（第3期）事務局運営等業務変更契約（2回目）決裁		法人の代表者の印影
⑱	課内事例検討資料（〇〇の不備取扱い）		

⑲	申請書類の不備修正依頼	申請者個人の住所 申請者個人の電話番号 申請者個人の印影 写真（個人の顔、姿） 写真（絵、書道） 申請者の健康保険証の写し	審査事務局申請者整理記号
⑳	不備通知、不備一覧、添付資料	申請者個人の住所 申請者個人の電話番号 申請者個人の印影 写真（個人の顔、姿） 写真（絵、書道） 申請者の健康保険証の写し	審査事務局申請者整理記号
㉑	追加送付資料	審査センター職員の氏名 申請者個人の印影 写真（絵、書道）	審査事務局申請者整理記号 ヘッダーシートの作業工程、作業内容等
㉒	不備一覧に対する補正状況（委託業者記載）		
㉓	不備一覧に対する補正状況（県修正）		
㉔	課内事例検討資料と参考資料（〇〇、〇〇地図）	住宅地図の個人名	
㉕	課内事例検討資料（〇〇不備補正後の取扱い方針）		
㉖	〇〇／〇〇不支給決定		
㉗	営業所の名称変更に対する保健所の見解		
㉘	事例検討資料、検討結果		
㉙	不明文書の送付とそれに対する対応方針	申請者個人の印影	
㉚	営業時間短縮要請協力金（第2期）事務局運営等業務変更契約（3回目）決裁	委託業者職員の職氏名	見積書の費用内訳 法人の代表者の印影
㉛	実績報告、検査調書決裁		営業時間短縮要請協力金（第3期）事務局審査運営マニュアル 法人の代表者の印影
㉜	事務局入力データ、事務局対応経過	申請者個人の住所 審査センター職員の氏名 申請者の関係者の性別	協力金の計算方式
㉝	申請書類	審査センター職員の氏名 申請者個人の住所 申請者個人の電話・FAX番号 申請者の関係者の氏名 申請者の関係者の電話番号 申請者個人の印影 金融機関口座情報 写真（個人の顔、姿） 写真（絵、書道） 申請者の健康保険証の写し	審査事務局申請者整理記号 ヘッダーシートの作業工程、作業内容等 協力金の計算方式 協力金の支給金額 金融機関口座情報
㉞	申請書類	申請者個人の住所 申請者個人の電話・FAX番号 申請者の関係者の氏名 申請者の関係者の電話番号 申請者個人の印影 金融機関口座情報 写真（個人の顔、姿） 申請者の健康保険証の写し 申請者個人の印影 写真（絵、書道）	審査事務局申請者整理記号 協力金の支給金額 協力金の計算方式
㉟	審査請求裁決書原本	申請者個人の住所	
㊱	審査請求及び再審査請求裁決書	申請者個人の住所 申請者個人の電話 申請者個人の印影	